

審 査 の 対 象 及 び 手 続

1 審査の対象

平成 26 年度の一般会計及び特別会計（15 会計）

2 審査の手続

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について審査した。

なお、大阪府財政運営基本条例（以下「条例」という。）第 25 条第 3 項に基づき、大阪府財務諸表作成基準によって作成された財務諸表を審査に当たり参考とした。

審査は、以下の手続によって実施した。

- (1) 決算計数の正確性を確認するため、財務会計システムによって作成された歳入額及び歳出額と歳入歳出決算書の照合を実施した。また、必要に応じ関係部局から説明を求めた。
- (2) 現金残高の実在性、収入額及び支出額の正確性を確認するため、例月現金出納検査時に現金残高、収入額及び支出額と指定金融機関の残高証明書との照合を実施した。
- (3) 予算執行手続、収入及び支出に係る事務並びに財産の取得、管理及び処分に関する手続が、関係法令に照らして適正に処理されているかについては、本庁定期監査において確認した。

審 査 の 結 果

平成 26 年度の一般会計及び特別会計の決算について、上述の手続を実施した限りにおいて、決算計数は正確であり、現金残高、収入額及び支出額は指定金融機関の証明書と一致しているものと認めた。

また、予算執行手続、収入及び支出に係る事務並びに財産の取得、管理及び処分に関する手続は、本庁定期監査によって検出された事項を除き、関係法令に照らして、おおむね適正に処理されているものと認めた。

なお、本庁定期監査によって検出された事項については、「定期監査の結果」として本年 9 月 28 日に報告したとおりである。

意見

地方自治法（以下「法」という。）第 233 条第 2 項の規定に基づく審査の結果に添えて、ここに意見を記載する。

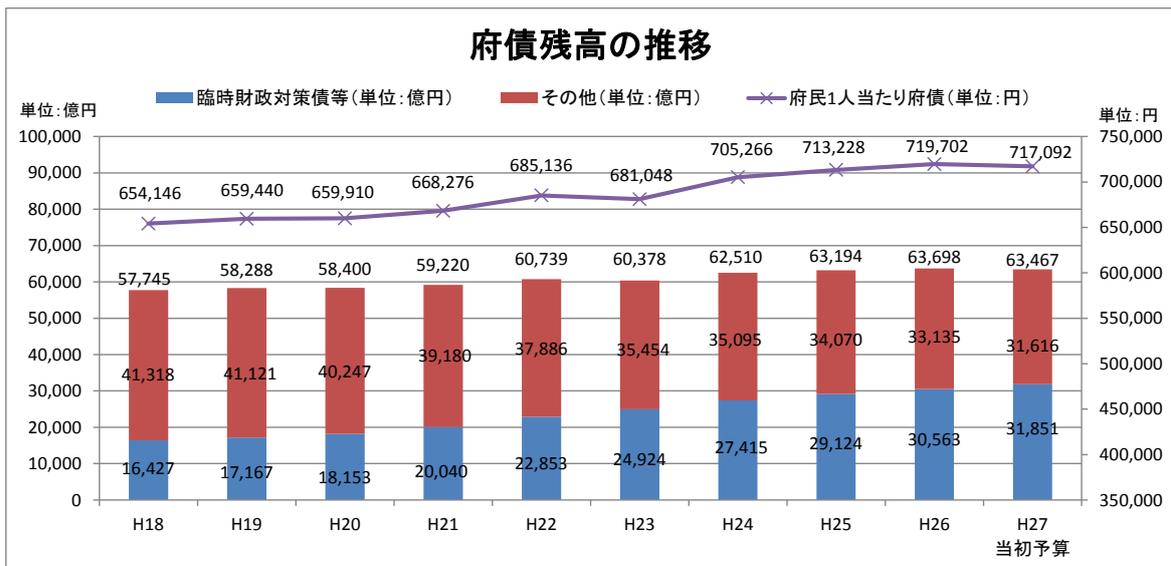
意見とは、決算審査の過程において発見された事項や課題を勘案し、大阪府の組織及び運営の合理化に資する事項等について、監査委員が必要と認めて記載したものである。

なお、府では平成 23 年度から新公会計制度を導入している。決算審査の参考とした財務諸表については、別途「新公会計制度による財務諸表に関する監査委員の報告書」を作成している。

1 財政収支の状況について

平成 26 年度の一般会計及び特別会計の実質収支の合計は 119 億円となった（前年度 307 億円）。前年度に引き続き黒字となり、対前年比 187 億円の減少となった。また、地方公営企業会計に係る収支を除いた普通会計ベースでの実質収支は 66 億円であり、前年度に引き続き黒字となったが、対前年比 176 億円の減少となった。

また、平成 26 年度末の一般会計及び特別会計に関する府債残高は 6 兆 3,698 億円であり対前年比 504 億円の増加、府民 1 人当たり府債残高は 719,702 円であり対前年比 6,474 円の増加となっている。府債残高、府民 1 人当たり府債残高ともに昨年度と比べ増加しており、将来の償還財源の確保を考えた場合、財政状態は非常に厳しいといえる。



「財政のあらまし」（平成 27 年 6 月）、「大阪府の人口推計」（平成 26 年 10 月現在）より作成

※臨時財政対策債等：臨時財政対策債、減税補填債、臨時税収補填債、減収補填債

※平成 18 年度から 25 年度は決算ベース、平成 26 年度は最終予算ベース、平成 27 年度は当初予算ベース

※平成 27 年度の人口は公表されていないため、簡便的に平成 26 年度の数字を用いて府民 1 人当たり府債を計算した。

一方、府は平成 20 年度に策定した「財政再建プログラム（案）」以降、「将来世代に負担を先送しない」、「収入の範囲内で予算を組む」という基本方針のもと、持続可能な行財政構造への転換を進めてきた。

平成 27 年 2 月には、これまでの改革の取組みを継承・発展させつつ、「強い大阪」の実現をめざし、自律的な行財政マネジメントや新たな発想・視点からの行政展開を軸に、今後の府の行財政運営改革の基本方針を示すものとして、「行財政改革推進プラン（案）」を公表した。

「行財政改革推進プラン（案）」では、財政状況に関する中長期試算（粗い試算）【平成 26 年 2 月版】で見込まれた要対応額（平成 27 年度に 730 億円、平成 28 年度に 590 億円、平成 29 年度に 200 億円）の改善に向け、以下の取組額を公表した。

また、今後の収支不足への対応については、引き続き、事務事業の見直しをはじめ、歳出抑制、歳入確保全般について、これまでの改革の視点と取組みを継承しつつ、徹底した精査・見直しに取り組むとともに、さらなる歳入確保に努めること等により、要対応額の縮減を図りつつ、毎年の税収動向や、地方財政対策などを見極めながら、予算編成における取組み等を通じて的確に対応していくと定めている。

（単位：億円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
歳入歳出に係る取組み※ 1			
事業規模等の精査	23	55	81
歳入確保	102	23	17
府有財産の活用と売却 （粗い試算【H26.2 版】での見込額上乘せ分）	16	10	5
個人府民税の徴収向上策の推進	3	3	3
府税収入の確保	18	10	9
その他	65		
公債費の平準化	50		△50
小計	175	78	48
制度改正に係る取組み			
給与制度の総合的見直し（即時実施分） ※ 2	111	105	75
合計	286	183	123

※ 1 今後の歳入歳出改革の取組み等により変動する可能性があります。

※ 2 平成 27 年 1 月時点の見込み。毎年度の府人事委員会勧告等により変動する可能性があります。

依然として厳しい取組みが求められている府の財政状態を踏まえ、以下においてストック面（年度末の残高）及びフロー面（年度内の動き）に着目して財政上の課題を整理した。

(1) スtock面からみる財政上の課題

ア 「粗い試算」(平成27年2月版)に掲げられている課題

平成27年2月に公表された「粗い試算」においては、以下のように2つの課題が掲げられている。

○課題

【課題1】平成36年度末時点で財政調整基金1,450億円の積立

【課題2】平成36年度末までに減債基金の積立不足額2,502億円の復元

・減債基金の積立不足額は、財政運営基本条例に沿って平成49年度末までに解消する必要がある。

(出典)「財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕」(平成27年2月版)

大阪府財政運営基本条例

(ア) 財政調整基金積立目標額1,450億円(平成36年度末)

(単位：億円)

基金残高				目標額
平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末 (見込)	平成36年度末
1,438	1,500	1,612	1,035	1,450

平成26年度普通会計決算見込みの概要、平成27年度当初予算発表資料、平成27年9月補正予算発表資料

財政調整基金については、財政運営基本条例に基づき税収の急減、災害等の発生等の将来リスクを鑑み、平成36年度末時点で1,450億円を積み立てる目標である。平成26年度末時点の基金残高は、1,612億円と目標額を超えているが、平成27年度において、社会保障経費や公債費、人件費が増加したことなどによる財源対策として財政調整基金の取崩し597億円(平成27年9月補正後)が見込まれており、平成27年度末の財政調整基金残高見込みは1,035億円となっている。

(イ) 減債基金の積立不足額 2,502 億円 (平成 27 年度当初予算後) の復元

(単位：億円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
A 年度当初の減債基金の積立不足額	△3,940	△3,174	※1 △2,782
B 当初予算で措置される積立額	320	280	280
C 当初予算後の減債基金の積立不足額 (A-B) ※2	△3,620	△2,895	△2,502
D 将来年度に復元を見込んでいる額※3	840	2,895	2,502
E 将来年度に復元を見込めていない額 (C-D)	△2,780	—	—

「財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕」(平成 25 年 2 月版、平成 26 年 2 月版、平成 27 年 2 月版)
より作成

※1 うち、臨時財政対策債等 949 億円、その他 1,833 億円。

※2 平成 25 年度は復元の前倒し等で 446 億円を復元し年度末の減債基金の積立不足額は△3,174 億円となった。平成 26 年度は決算剰余金で 112 億円を復元し年度末の減債基金の積立不足額は△2,782 億円となった。

※3 平成 25 年 2 月版は 3 年間 (平成 26 年度から平成 28 年度) で 840 億円 (毎年 280 億円)、平成 26 年 2 月版は 11 年間 (平成 27 年度から平成 37 年度) で 2,895 億円 (平成 27 年度から平成 36 年度まで毎年 280 億円、平成 37 年度は 95 億円)、平成 27 年 2 月版は 9 年間 (平成 28 年度から平成 36 年度) で 2,502 億円 (平成 28 年度から平成 35 年度まで毎年 280 億円、平成 36 年度は 270 億円) の復元を見込んでいる。

大阪府の過去の財政運営においては、多額の財源不足を補い、財政再建団体転落を避けるための手法として、減債基金等から借入れを実施した。(平成 13 年度から平成 19 年度の間、減債基金から 5,202 億円の借入れを行っていた。) そのため、減債基金残高が府の償還計画 (積立ルール) に基づいて積み立てておくべき額に比べて不足し、平成 21 年度から減債基金への復元 (返済) を実施している。

平成 27 年度の減債基金の積立不足額 2,502 億円 (平成 27 年度当初予算後) は、「粗い試算」(平成 27 年 2 月版) では、行財政改革推進プラン (案) により今後 10 年以内に全額復元される見込みとなっている。なお、平成 25 年 2 月版以前は、将来年度に復元を見込んでいる額 (D) を考慮してもなお積立不足の状況であったが (E)、平成 26 年 2 月版以降、積立不足はすべて解消され、「粗い試算」上、全額復元が見込まれることとなった。

イ 臨時財政対策債等の償還のための自主財源の確保

臨時財政対策債等の償還のために確保すべき自主財源の額は、以下のとおりである。

(単位：億円)

	平成 24 年度末	平成 25 年度末	平成 26 年度末
臨時財政対策債等の償還財 源を自ら確保すべき額			
基準財政需要額算入対象 外の金額	2,042	1,870	1,766
府の償還ルールと国の算 入ルールの違いによる差	2,912	2,855	2,819
臨時財政対策債等に関す る減債基金の積立不足額	1,344	1,083	949
合計	6,298	5,808	5,534

「府債の状況（平成 26 年度決算全会計ベース）」より作成

臨時財政対策債等は、税や交付税の代替として発行した府債（臨時財政対策債、減税補填債、臨時税収補填債、減収補填債）の合計であり、その元利償還金の主なものについては、後年度の普通交付税の基準財政需要額に全額算入される。

しかしながら、減収補填債の発行額の一部など基準財政需要額の算入対象外となっている額については、償還のための自主財源を確保する必要があり、その額は平成 26 年度末では 1,766 億円となっている。前年度末と比べると 104 億円の減少となっているが、これは減収補填債等の残高が減少したことによるものである。

また、国の基準財政需要額算入ルールと府の償還（積立）ルールには乖離があり、おおむね国の算入時期の方が府の減債基金への積立時期に比べ早くなっていた。そのため、既に交付税措置された額について、府債を償還する財源として減債基金に積み立てずに他の目的で支出した場合には、償還のための自主財源を確保する必要があり、その額は平成 26 年度末では 2,819 億円となっている。前年度末と比べると 36 億円の減少となっているが、これは平成 25 年度以降に新規発行した府債について府の償還ルールの見直しが行われ、国の算入ルールより早くなったことによるものである。

さらに、臨時財政対策債等の府の償還（積立）ルールに基づく減債基金の積立額は、過去の借入れにより積立不足となっている額について、償還のための自主財源を確保する必要があり、その額は平成 26 年度末では 949 億円となっている。前年度末と比べると 134 億円の減少となっているが、これは復元積み立てを行なったこと

や決算剰余金等が編入されたことによるものである。

以上から、臨時財政対策債等の償還のために確保すべき自主財源の額は、単純に合計すると平成 26 年度末で 5,534 億円と多額ではあるものの、前年度に比べて減少が見受けられた。このうち、府の償還ルールと国の算入ルールの違いによる差 2,819 億円と臨時財政対策債等に関する減債基金の積立不足額 949 億円については、将来世代への負担の先送りと考えられ、適切な対応が求められる。

ウ 平成 13 年度以前に新規発行した府債の最終償還時に必要となる額

「世代間負担の公平性」の観点からは、毎年度の府債償還額を平準化することが望ましいと考えられる。しかし、平成 13 年度以前に新規発行した府債は、30 年目の最終償還時に当初借入額の 22.7%の一般財源が必要となるルールで減債基金が積み立てられてきたため、多額の将来負担が生じる。最終償還時に必要となる額は以下のとおり 7,142 億円となっており、このうち臨時財政対策債等についてはこの 7,367 億円に含まれているが、それ以外は含まれていないことに留意が必要である。

(単位：億円)

発行年度	発行額		最終償還年度	最終償還額 (A)×22.7%
		うち民間資金(A)		
平成 1 年度	859	475	平成 31 年度	108
平成 2 年度	1,007	429	平成 32 年度	97
平成 3 年度	1,046	444	平成 33 年度	101
平成 4 年度	2,829	1,333	平成 34 年度	303
平成 5 年度	4,743	3,026	平成 35 年度	687
平成 6 年度	4,299	3,772	平成 36 年度	856
平成 7 年度	5,634	4,585	平成 37 年度	1,041
平成 8 年度	3,975	3,570	平成 38 年度	810
平成 9 年度	3,899	2,114	平成 39 年度	480
平成 10 年度	3,708	3,032	平成 40 年度	688
平成 11 年度	3,392	2,592	平成 41 年度	588
平成 12 年度	3,289	2,153	平成 42 年度	489
平成 13 年度	3,356	3,206	平成 43 年度	728
平成 14 年度※ 1	3,168	731 2,002	平成 44 年度	166
			平成 44 年度	2

平成 15 年度	3,361	2,981	平成 45 年度	3
計※ 2				7,142

(出典)「財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕」(平成 24 年 7 月版)より作成

※ 1 民間資金のうち 731 億円は、平成 13 年度出納整理期間に発行したものであり最終償還時に 22.7%が必要である。

※ 2 最終償還時に当初借入額の 22.7%の一般財源が必要となるルールで減債基金を積み立てていた各年度の合計。このうち臨時財政対策債等以外に係る額は、発行額の割合より全体の 8分の5程度と推定される。

(2) フロー面からみる財政上の課題

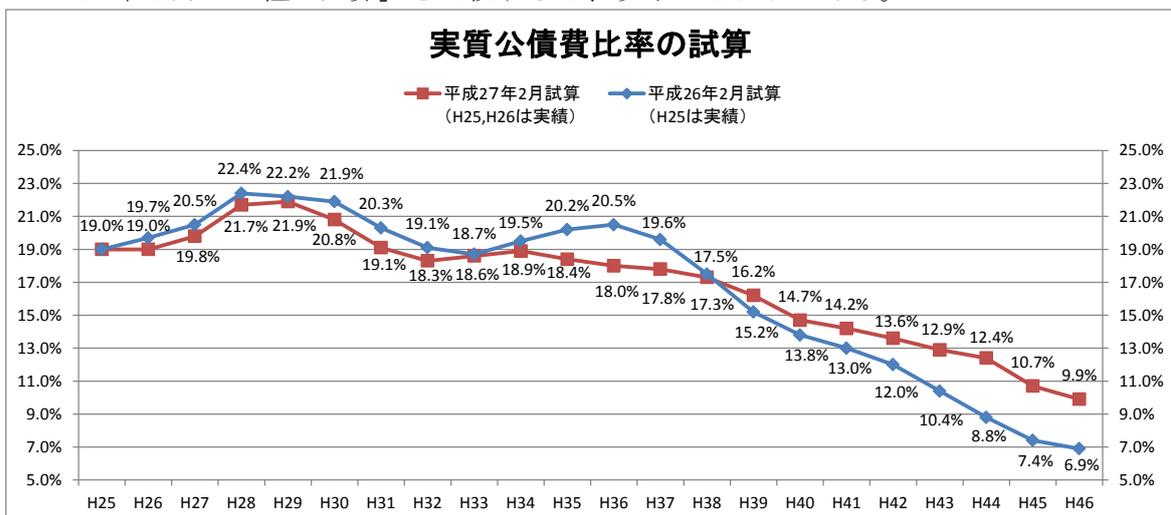
ア 実質公債費比率の推移及び将来試算

実質公債費比率の推移は以下のとおりである。平成 26 年度は平成 25 年度と変わらず 19.0%であり、地方財政法上、公債費負担適正化計画の自主的策定が要請され、起債も許可制とされる 18%を超える水準が続いている。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実質公債費比率の実績	18.4%	18.1%	19.0%	19.0%

大阪府 HP「主要財政指標の推移」より作成

また、実質公債費比率の将来試算について、平成 26 年 2 月の「粗い試算」と平成 27 年 2 月の「粗い試算」を比較すると、以下のとおりである。



「財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕」(平成 26 年 2 月版、平成 27 年 2 月版)より作成

平成 27 年 2 月の試算では、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて実質公債費比率は悪化しているが、平成 30 年度以降は改善している。平成 32 年度から平成 34 年度

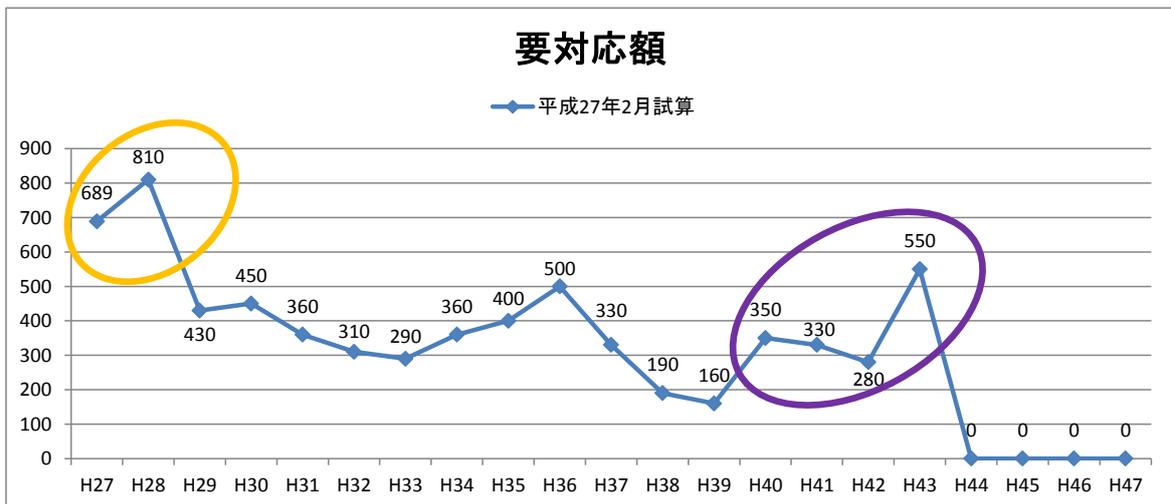
にかけて再度悪化に転じているが、平成 34 年度の 18.9%をピークにそれ以降は改善している。

(注) 実質公債費比率とは、財政健全化法に基づく指標で、標準的な財政規模に対する実質的な公債費相当額の占める割合の過去 3 年間の平均のこと。当該比率が 25%以上になると「財政健全化団体」に、35%以上になると「財政再生団体」になる。なお、地方財政法上、当該比率が 18%以上となると起債は許可制となり、公債費負担適正化計画の自主的策定が要請される（この計画を前提に起債許可。25%、35%以上の自治体には起債制限がある。）

イ 「粗い試算」における要対応額

他方、以下は平成 27 年 2 月の「粗い試算」における単年度不足と減債基金の積立不足の解消への対応額の試算である。

(単位：億円)

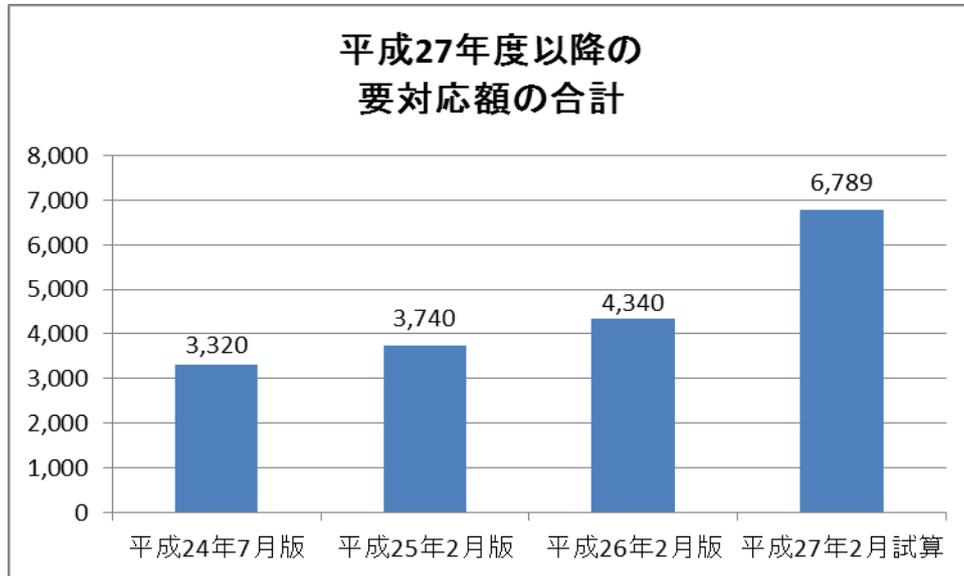


「財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕」（平成 27 年 2 月）より作成

平成 27 年度、平成 28 年度の 2 年間で合計 1,499 億円必要である。平成 29 年度以降、要対応額が急減しているのは、府税・府税法人特別譲与税の増加等によるものである。その後、平成 43 年度にかけて要対応額が増加傾向にあるが、主に公債費によるものである。

以下は、平成 27 年度から、要対応額が発生すると見込まれている平成 43 年度までの「粗い試算」における要対応額の合計額を比較したものである。

(単位：億円)



「財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕」(平成 24 年 7 月版、平成 25 年 2 月版、平成 26 年 2 月版、平成 27 年 2 月版) より作成

平成 27 年度から平成 43 年度までの要対応額について、平成 27 年 2 月版の「粗い試算」では 6,789 億円となっており、平成 26 年 2 月版の「粗い試算」に比べ 2,449 億円増加している。これは、人件費の増加等が主な原因である。

以上、(1)ストック面からみる財政上の課題及び(2)フロー面からみる財政上の課題のように、減債基金の積立不足額は平成 36 年度に解消される見込みとなっており、また実質公債費比率も平成 37 年度には 18%を下回る試算となり、府の財政状況に係る課題は将来に向かって改善する計画となっている。ただし、将来の財政収支は推計によるものであり、実際の財政収支は今後の社会経済情勢によって大きく変わることも有り得る。今後、負担が増えることが見込まれる社会保障関係経費など、府が将来に大きな財政上の課題を抱えていることに変わりはないため、今後も逼迫した財政の状況を的確に捉え、引き続き財政の健全化に取り組む必要がある。

2 将来リスクについて

今後の府財政に重要な影響を与える可能性のある将来リスクとして、主に以下の事項が考えられる。

(1) 財団法人大阪府産業基盤整備協会解散に伴う第三セクター等改革推進債について

財団法人大阪府産業基盤整備協会（出捐率 100%）は、単年度貸付（注）を解消するという方針のもと、府からの借入金を法人所有の資産により代物弁済を行ったうえで、平成 24 年度末に解散した。解散に伴い、府は第三セクター等改革推進債を 110 億 7,800 万円発行した。

代物弁済の対象となった賃貸事業用土地は借入金の担保として設定されていた産業団地（テクノステージ和泉及び津田サイエンスヒルズ）であり、実態として地方債の発行によってこれらの資産を取得したことになる。

法人解散後は産業団地の運営を府が承継し、賃貸借契約が満了する平成 37 年まで事業を継続し、その後は時価で売却する予定である。

ただし、賃貸借契約期間内に土地の買取りを希望する企業に対しては、一定条件のもとその要請に応じており、平成 27 年 6 月時点で合計 51 億 2,400 万円（帳簿価額）の土地が 50 億 2,900 万円で売却されている。

府は、産業団地入居者への対応や賃料の収入事務、それに付随する債権管理などの事務を承継したことから、それら事務に適切に対応するとともに、未だ売却されていない資産 59 億 5,400 万円（帳簿価額）の時価の変動による府の財政負担に留意し、賃貸借契約満了時における処分に向けた具体的な対応について検討が必要である。

（注）法人は年度末に金融機関から借入れを行い、大阪府からの貸付けをいったん全額返済するものの、翌期首には再度大阪府が法人へ貸付けを行い、金融機関へ返済するといったように、毎年度反復・継続的に貸付けと償還を繰り返していた。大阪府の貸付けは実質的には長期化していたと考えられる。

(2) まちづくり促進事業会計について

まちづくり促進事業会計（公営企業会計）は、平成 15 年に設置された会計であり、地域整備事業会計において造成した土地を買い取り、定期借地事業を行っている。同会計では、土地の購入に際し起債（1,140 億円）しており、償還には土地売却収入を充当する予定である。

現状、土地の取得価額は 1,244 億円（帳簿価額は 1,173 億円）であり、評価額（注）は 807 億円と 437 億円の含み損が発生している。売却時の状況によっては、大阪府に財政負担が発生する可能性があるため、まちづくり促進事業の運営や経済の動向等に留意を要する。

（注）評価額については、産業用地については平成 26 年 1 月 1 日現在の相続税路線価等を基準に算出し、住宅用地については鑑定評価額としている。

平成 26 年度末有形固定資産（土地）明細

(単位：百万円)

資産の種類	取得価額	帳簿価額	【参考】評価額
二色の浜	13,206	13,206	7,542
りんくうタウン	107,181	100,822	70,602
阪南スカイタウン	4,031	3,316	2,554
計	124,418	117,344	80,699

注：まちづくり促進事業会計が所有する固定資産(土地)には、まちづくり促進事業会計債発行分 1,140 億 7,200 万円と一般会計からの現物出資分 103 億 4,700 万円がある。

帳簿価額は減損会計適用後の帳簿価額である。

- (3) 地域整備事業会計の廃止に伴い発行された第三セクター等改革推進債について
 一般会計へ引き継がれた地域整備事業会計（公営企業会計）は、平成 24 年 4 月 1 日の引継の際、同会計の起債残高 471 億円の償還原資として同額の減債基金を積み立てるため、一般会計から 305 億円を充当したが、その財源の一部として地域整備事業会計の未処分地の時価相当額である 233 億円の第三セクター等改革推進債を発行した。土地については、一般会計への引継時に、いったん時価評価されているが、今後の時価の低下や売却の状況に留意を要する。

- (4) 大阪府道路公社について

平成 26 年度末現在、府は大阪府道路公社に対して 911 億円を出資しており、同公社の借入金（金融機関借入金 405 億円、政府等借入金 373 億円）に対する債務保証を行っている。

公社の有料道路事業は、料金徴収期間における収益と費用の差額によって、道路建設資金（借入金及び府からの出資金）を償還することとなっている。平成 24 年度末に策定された同公社の収支見通しによれば、有料道路の通行料金徴収期間満了時の財源不足は 907 億円と試算されており、料金徴収期間の延長や更なる経費の削減等の措置を講じた場合でも 636 億円の財源不足となり、同額の出資金が回収不能額となることが見込まれている。

同公社の経営状況については今後も注視し、府の財政負担への影響について府民への適時適切な説明が必要である。

以上